

「第4回まちづくり市民会議」議事要旨

○アドバイザー・事務局含め全45名中、37名参加

上記他：議員2名、企画政策部長

○以下、次第に即して記載／辻山先生の助言等については太字記載

(1) 開会挨拶（薄議長）

今回はアドバイザーの辻山先生をお招きし、主に第3回グループワークの協議結果を踏まえて、どうルール化・条例化に結び付けられるのかお話を賜りたい。

(2) 議事

①辻山先生からの助言等

i) 辻山先生提供資料にもとづく説明：別添参照

ii) 第3回グループワーク結果についてのコメント

- ・「町内会の活性化」を図っていきたいのであれば、条例の基本原則等の中に地域自治の尊重の旨盛り込んだり、具体的に地域団体への市の助成制度について盛り込んだりしてはどうか。地域への権限移譲をどの程度盛り込めるのか考える必要がある。新宿区では地域自治区の設置を条例に盛り込んだ（具体化に至っていないが）。地域住民が必ず地域団体へ参画しなければならない旨盛り込んだ事例もある。これは憲法違反の可能性がある。
- ・企業誘致については、個人的には条例レベルではなく政策レベルであると考え。自治基本条例への盛り込むのは難しいように思うが、他自治体に散見される農業基本条例のように企業誘致に係る基本条例を個別条例として定めるのがいいのでは。
- ・子育て環境について、禁煙条例により公園での喫煙を禁止している自治体があるが、公園等の管理原則を自治基本条例中に盛り込むことで環境充実を図ることも考えられる。子どもの権利を含めた児童福祉の理念をどう自治基本条例に盛り込んでいくかの視点も重要。
- ・最近では差別の禁止を自治基本条例に盛り込んでいる事例が多い。それを受けて、手話条例や高齢福祉条例、子どもの権利条例等といった個別条例を定めている自治体があるが、そうした理念をどう基本原則に入れていくか、また、市民と行政の協働の必要性が認識されている中で、それをどう自治基本条例に盛り込んでいくか考える必要がある。
- ・地産地消も昨今注目されている。徳島県では「食料・農林水産業・農山漁村基本条例」を作った。そうした理念を企業・農業の活性化と合わせて自治基本条例にどう盛り込んでいくか。
- ・親密圏、公共圏を考慮し、条例が個人の領域を侵害しないよう配慮しながら、条例づくりに係る議論を深めていってほしい。

②質疑応答（以下委員名を伏せて記載）

委員)

自治基本条例を施行した場合、市民・議会・行政はどの様になるのか？

⇒辻山先生)

自治基本条例ができ（例えば条例中で市民参加の権利を保障）、その精神に沿った個別条例（例えば市民参加条例）ができることで、市民が参加するチャンネルが増える。一番大きいのは行政職員が変わらなければいけないということ。例えば、ニセコ町では、分かり易い情報提供に係る規定に基づき、分かり易い予算書の作成に尽力している。条例により、行政職員の仕事のやり方を変えさせることが、議員活動の仕方にも影響してくる。

委員)

自治基本条例を作り上げていく上での留意点は何か？

⇒辻山先生)

個人の権利を制約しないこと（枠をはめないこと）や、市民的自由の理念は外せないを考える。

委員)

条例制定を考える場合、理想形を定めてからアプローチすべきなのか、問題解決策としてアプローチすべきなのか？

⇒辻山先生)

他自治体の事例は、参考にすると早くできるが、参考にすべきではない。やはり市民自らが作っていくことが基本。地域ごとに違っている。様々なことを議論していってほしい。自治体の憲法だから理念の形成は不可欠だ。

委員)

条例制定は法律や政令、省令等の制限をどの程度受けるのか？

⇒辻山先生)

条例なので、憲法で定める「法律の範囲内で条例を制定することができる」の規定の制限を受けるが、ここに自治基本条例がぶつかるということはあまりない。自治基本条例は理念的なものであり、通常直接的に人々の行動を制限したり、特別な利益・権利を与えたりするものではない。ただ、自治基本条例に書いた原則を具体化するための個別条例をつくる際に憲法・法律との整合性を意識しなければならない。今のところ、自治基本条例が法律違反により国・地方の係争になったケースはない。

委員)

- ・辻山先生提供資料中の青森県おいらせ町の自治基本条例中、第4条の生活に関する権利の他、どういった権利が規定されているのか教示願いたい。本市条例の内容を検討していく上で参考にしたい。

⇒辻山先生)

子どもの権利、個人情報に関する権利、参加に関する権利があったと記憶している。

- ・個別条例が必要とのことだが、議会・行政が関わって制定となると思われるが、市民が関わる場合、時間の制約の中でどういった手段を採ればいいのか教示願いたい。

⇒辻山先生)

市民の具体の権利を保障するには個別条例は必ず必要。よく見受けられるのは行政が提案し議会が議決して制定するというもの。いくつかの自治体では自治基本条例中の議会に関する条項に条例の立案過程への市民参加を規定したものもある。また、市民には条例の制定過程を見守ることも求められる。具体的には「提案」「条例制定直接請求」などがある。

委員)

市民憲章と条例との関わりはどういったものか？他自治体では市民憲章の理念を条例にどう取り込んでいるのか？

⇒辻山先生)

市民憲章の理念は市民の宣言として条例の前文等に入ってくる。市民憲章には強制力がないが、条例には権力の委任があり、条例に定めたことを政府は実行しなければならず、また一定の行為に縛りをかけることができるという違いがある。市民憲章の精神を条例中にどう具体化していくか議論していく必要がある。

委員)

条例における罰則の位置づけはどうなってくるのか？

⇒辻山先生)

他自治体で罰則を規定している事例は今まで見たことはない。自治基本条例は自治体の憲法であり、保護法益（住民が保護される利益）をどう位置付けるかの視点が重要。罰則はあくまで個別条例の中への規定を検討するもの。

委員)

委員属性の偏りがあることで、条例に規定するジャンルが抜け落ちることがあったりするのか？当市民会議においては、子育て世代が少ないと感じているので。

⇒辻山先生)

新宿区では年代別・男女別の割り振りをして委員を募集した。かといって、全てのジャンル・課題をカバーできるものではなかった。議論する内容は属性に依拠するものではない。

委員)

市には長期総合計画や障がい者計画等、様々な計画があるが、自治基本条例をつくるのではなく、各種計画を条例化し、計画を実行性のあるものにすることはできないのか？

⇒辻山先生)

行政計画と条例の基本的性質は相当異なる。条例には強制力を持たせることができる。プランである行政計画は実現する保証はない。各種計画を条例化しないのは、議会・議員の政治の論理を計画の推進に影響させないためである。

委員)

市民がまちづくりにただ参加するだけでなく、行政等と協働しようという機運が高まってきていることは感じているが、自身何故自治基本条例を制定しなければならないのか理由を答えられない。辻山先生としての理由は何か？

⇒辻山先生)

地域を治める主体について、これまでは自治政府の責任でやってきたわけだが、これからはまちを治めていく責任が市民にあり、そのことを条例に謳っていくことが重要。市民のやりたいことが行政・議会にはねつけられることがあったが、これからは、まちづくりを市民で担っていこうという呼びかけを含め「市民主権」の考えを条例に盛り込んでいくべきと考えている。

(3) 総括（薄議長）

- 辻山先生よりなぜ自治基本条例をつくるのか、つくらなければならないのか、曖昧なものを条文にしてみることに、市民の権利を素直に書いていくといったことについて教えて頂いた。
- 第3回グループワーク結果について、課題の解決策についてルール化を図るとどうなるのか、条文化するとどうなるのかといったことについて助言頂き、条例の性質についての理解を深めることができた。また、自治基本条例では原則的なものを規定し、そこで定めた具体的な権利等の保障は個別条例に盛り込むといった体系について理解を深めることができた。
- これまで、条例をつくるかどうかの検討段階であったが、本日の質疑応答の状況より、各委員が前向きな方向で考えていることを垣間見ることができた。
- 今後議論を進めていく上で活用できそうな様々な材料が出てきた。次回以降、それをもとに、条例が必要かどうか、作るべきなのかどうか考える段階に入ったものとする。

以上